

江 差 追 分 会 支 部 設 置 規 則

(目的)

第1条 この規定は、江差追分会会則第8条の規定に基づき、江差追分会支部設置（以下「支部設置」という。）に関する必要な事項を規定することを目的とする。

(支部設置申請)

第2条 支部を設置する場合は、次の各号の要件を具備し、当該地区の地区運営協議会（以下「地区協議会」という。）の推薦を受けなければならない。

- (1) 申請支部の会員数は20名以上でなければならない。
- (2) 追分会会則に基づく支部の代表者の申請書
- (3) 会員名簿
- (4) 申請支部の代表者の経歴書
- (5) 申請に至るまでの経過実績報告書
- (6) その他会長が特に必要と認めるもの

(支部設置承認の可否)

第3条 支部設置申請を受けた地区協議会は、申請内容を精査し、検討結果、承認できるものにあつては推薦書、不承認のものにあつては理由書を添付し、速やかに会長に報告することとする。

(申請の時期)

第4条 支部設置申請の時期は、毎年12月1日から翌年の3月1日までとする。

(支部承認料等)

第5条 支部設置の承認を得た場合は、次の承認料を納付しなければならない。

- (1) 支部承認料 50,000円
- (2) 追分会で定めた教材購入料（支部承認後案内）

(江差追分教材)

第6条 江差追分会で定める教材及び価格は次のとおりとする。

既に購入している場合に関しては、購入する必要はありません。

品名	価格（税込み）
江差追分会会員バッチ（会員人数分）	1,300円
江差追分節基本譜	7,000円
競演集テープ	3,000円

附 則

- 1 この規則は、平成7年4月23日から施行する。
- 2 平成6年度に新たに支部申請をするものに限り、江差追分会支部設置規則第4条の時期が「毎年12月1日から翌年の3月1日」とあるのを「毎年12月1日から翌年の5月1日」と読み替えるものとする。
- 3 この規則は、平成8年4月28日から施行する。